

山形県
避難所における
新型コロナウイルス感染予防
ガイドライン

令和2年8月

山形県防災くらし安心部防災危機管理課

- 目次 -

1 災害発生時の対応

(1)住民への周知	_____	P 1
(2)避難所運営	_____	P 1
①受付の設置		
②居住スペース及び専用スペースの設置	_____	P 2
③避難所運営における感染症対策の注意点		
<基本的な感染症予防>		
<避難所の衛生環境の確保>		
<発熱者等の対応>	_____	P 2
<その他>		
④熱中症対策について	_____	P 4
・ 3密回避に配慮した避難所のレイアウト図	_____	P 7
・ 健康状態チェックカード	_____	P 8

2 市町村による事前対策

(1)住民への周知	_____	P 9
(2)指定避難所以外の避難所の選定・確保	_____	P 9
(3)十分な避難スペースの確保	_____	P 9
<体調不良者等のための専用スペースの確保>		
(4)資機材の備蓄	_____	P10
①資機材の把握と準備		
②備蓄品や資材の例		
(5)避難者の健康管理	_____	P10
(6)避難所運営を行う職員等の安全確保と訓練	_____	P11
(7)その他	_____	P11

1 災害発生時の対応

(1)住民への周知

避難所を開設する場合は、防災行政無線やエリアメール、SNS、マスコミへのプレスリリース、ホームページへの掲載等で次の事項を周知する。

<具体的な周知内容>

- ・避難情報等（避難の内容と避難場所）と早期の避難
- ・状況に応じて避難所以外へ避難すること
（親戚や友人の家への避難や夜間、豪雨時の自宅での垂直避難）
- ・マスク、消毒液（石けん等）、体温計の持参

(2)避難所運営

避難所開設者・運営スタッフ（市町村、地域住民、施設管理者等）は、以下の点に留意して避難所運営を行う。

①受付の設置

○避難者の健康状態等を確認するため、発熱の有無や問診により体調を確認する。

（様式例：健康状態チェックカード【様式1】）

<受付の注意点>

- ・受付の混雑が予想される場合は、2m間隔を空けて列を作るなど、一人ひとりの身体的距離を確保するよう呼びかける。
- ・非接触型の体温計により検温を行う。（接触型の場合は、毎回消毒を徹底する。）
- ・受付及び検温スタッフはマスク、手袋、フェイスシールド、ガウンなどにより感染予防策をとる。（こうした装備がそろわない場合は、ビニール等を活用してパーティションを設置する。）
- ・咳等の症状がない場合でも、マスクの着用やこまめな手洗いの励行を周知する。
- ・手指消毒液（石けん等）が持参できない避難者については、配布するのが望ましい。
- ・人権やプライバシーに配慮し、可能であれば特に相談事がある避難者のため別室受付を準備する。

○体調確認の結果により、避難所の居住スペース又は個別の専用スペースへ誘導する。

⇒体調が良好の方は、居住スペースへ誘導

⇒体調不良の方（「体調について」又は「行動歴等について」の「健康観察中である旨」の項目のいずれかに「はい」が記載されている方）は、個別の専用スペースへ誘導

○避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認する。

○避難所運営スタッフの健康状態の確認も定期的に行う。

○受付等設営前に避難してきた方についても体温と体調を確認する。

○避難所スタッフ全員が、避難者各人の人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを認識するよう、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを、避難所運営リーダーはスタッフ全員に人権配慮・プライバシー意識を徹底させる。

<体調不良者がいる場合>

- ・体調不良者の症状は新型コロナウイルスの感染かどうかは、避難所運営スタッフでは判断ができないため、市町村の保健師やあらかじめ定めた医療機関の医師又は保健所に連絡し指示・判断を仰ぐ。
- ・市町村災害対策本部に連絡し、必要に応じて保健師の派遣を要請する。
- ・体調不良者は、専用スペースで待機し、不必要な行動を控えるようお願いする。

②居住スペース及び専用スペースの設置

- 事前に検討したレイアウトを基に、養生テープ等を使用し居住スペースに1 m以上（できれば2 m）の間隔を明示する。
- 避難所管理のためや体調不良者が出た時のため、区画ごとナンバリングを行うことが望ましい。（苗字等を記載することにより整理する方法もあるが、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨。）
- 居住スペースでは、少しでも多くの方が避難できるように、またプライバシー確保の観点から、パーティションや簡易テントを活用する。
- 体調不良者や要配慮者等の専用スペースを確保する。

- ・トイレや携帯電話の充電場所、洗面所、洗濯場等は密集にならないようにする。
 - ※トイレは屋外にも仮設トイレを設置する。
 - ※充電場所は複数設ける。
 - ※洗面所や洗濯場等はなるべく利用時間がかさならないよう、また、距離をとるよう呼びかける。
- ・専用スペースは、独立した部屋を確保する。
- ・独立した部屋の確保が困難な場合は、パーティションや簡易テントを設置する。

③避難所運営における感染予防の注意点

<基本的な感染予防>

- ・避難者は、石けん等でのこまめな手洗いを行う（食事前、トイレ使用后、病人の世話の前後、ごみ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染予防を徹底する。（スタッフも同様に徹底する）
- ・水を使った手洗いができない場合は、アルコール消毒液やウェットティッシュで代用する。
- ・食事時間は、時間帯をずらし、飛沫感染を防ぐため、対面での食事や会話を控えるよう呼びかける。（スタッフも同様に徹底する）
- ・避難所内は内履きエリアと外履きエリアに分ける。

<避難所の衛生環境の確保>

- ・避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがある時に、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。特に、手すりやドアノブ、各種スイッチ等の人に触れる共有部分は定期的な消毒（1時間に1回など）を実施する。
 - ※居住スペースでは、避難者がそれぞれのスペース内を消毒するよう呼びかける。

- ・避難所内は、十分な換気に努めると共に、避難者間のスペースを十分に確保する。
- ※換気は定期的に行う。(目安：30分に1度)
- ※居住スペースでは、個人(又は家族)ごとに1m以上(できれば2m)程度の距離を確保し、パーティションやテントを活用する。
- ・手指消毒液は避難所入り口、受付、トイレ、居住スペース入り口、食事スペースをはじめ、居住スペース内においても数カ所設置するなど、避難者がこまめな消毒ができるよう、避難所の複数個所に設置する。

<発熱者等の対応>

- ・専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーティションや簡易テント等で仕切りを設置する。
- ・専用スペースにおいても、発熱等の同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫する。
- ※パーティション等の高さについては、少なくとも座位で口元より高い物が望ましい。
- ・保健所やあらかじめ定められた医療機関へ連絡し、医師や保健師の判断に従う。
- ・発熱者等の専用スペースやトイレは、一般の避難者とは別にゾーンを設け、動線を分ける。(場合によっては、別室にポータブルトイレの設置も検討する。)

<その他>

- ・避難所内(入口、掲示板、トイレ等)には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避を呼びかけるポスター等を掲示する。



④熱中症対策について

感染予防のためパーティション等で専用スペースを設けた場合、各スペース内の気温が高まり、熱中症を発症する可能性が高まる恐れがある。そのため、必要に応じて以下の点に留意し熱中症対策を行うこと。(環境省「今夏の災害発生時の熱中症対策について(令和2年6月15日付け事務連絡)」より抜粋)

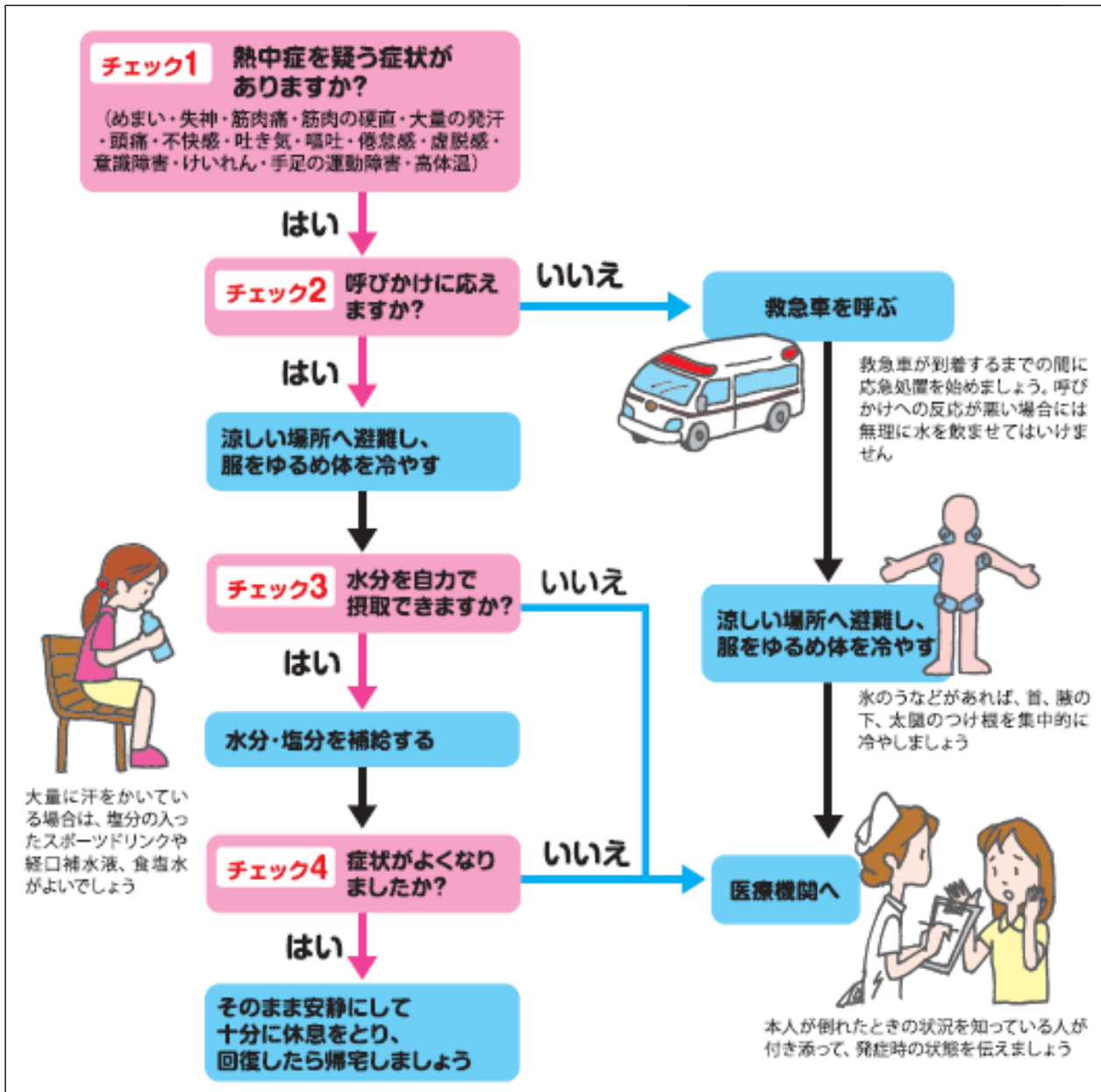
<基本的な熱中症予防行動>

<h3>1 暑さを避けましょう</h3> <ul style="list-style-type: none">・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整・暑い日や時間帯は無理をしない・涼しい服装にする・急に暑くなった日等は特に注意する 	<h3>3 こまめに水分補給しましょう</h3>  <ul style="list-style-type: none">・のどが渇く前に水分補給・1日あたり1.2リットルを目安に・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに
<h3>2 適宜マスクをはずしましょう</h3>  <ul style="list-style-type: none">・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を	<h3>4 日頃から健康管理をしましょう</h3>  <ul style="list-style-type: none">・日頃から体温測定、健康チェック・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養
<h3>5 暑さに備えた体作りをしましょう</h3>  <ul style="list-style-type: none">・暑くなり始めの時期から適度に運動を・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度	

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密(密集、密接、密閉)を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

(出典：環境省・厚生労働省「令和2年度の熱中症予防行動」より)

<熱中症が疑われるときの対応>



(出典：環境省リーフレット「熱中症 ～ご存じですか？ 予防・対処法～」)

<上記に加えた注意事項>

- ・避難所における採光量を調節するとともに、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度を調整する（可能であれば暑さ指数（WBGT）も測定する）。
- ・トイレを十分に確保し、避難者等が水分補給をためらうことがないよう環境を整備する。
- ・飲料を十分に確保し、避難者等にこまめな水分補給を心がけるよう呼びかけを行う。
- ・要配慮者（高齢者、障害者等）の熱中症のリスクが高い方については、ホテル・旅館等への避難についても検討する。
- ・避難所の気温・湿度の管理が難しい場合等は、避難者等に対して保冷剤、氷、冷たいタオル、濡れたタオル等で首や脇等の太い血管が通っているところを冷やすよう促す。

- ・被災や避難生活による疲労や寝不足等による体調不良、栄養不足等により熱中症のリスクが高くなる可能性があるため、避難者等に対して普段以上に体調管理を心掛けるように促す。
- ・熱中症が疑われる症状が出た際には、適切に医療機関を受診するようにする。

熱中症予防に関するウェブサイト

<環境省ウェブサイト>

環境省のウェブサイト「環境省熱中症予防情報サイト」では各種普及啓発資料や、熱中症のかかりやすさを示す「暑さ指数（WBGT）」を公表しています。

「環境省熱中症予防情報サイト」(<https://www.wbgt.env.go.jp/>)



携帯電話用 QR コード

<https://www.wbgt.env.go.jp/kt/>



スマートフォン用 QR コード

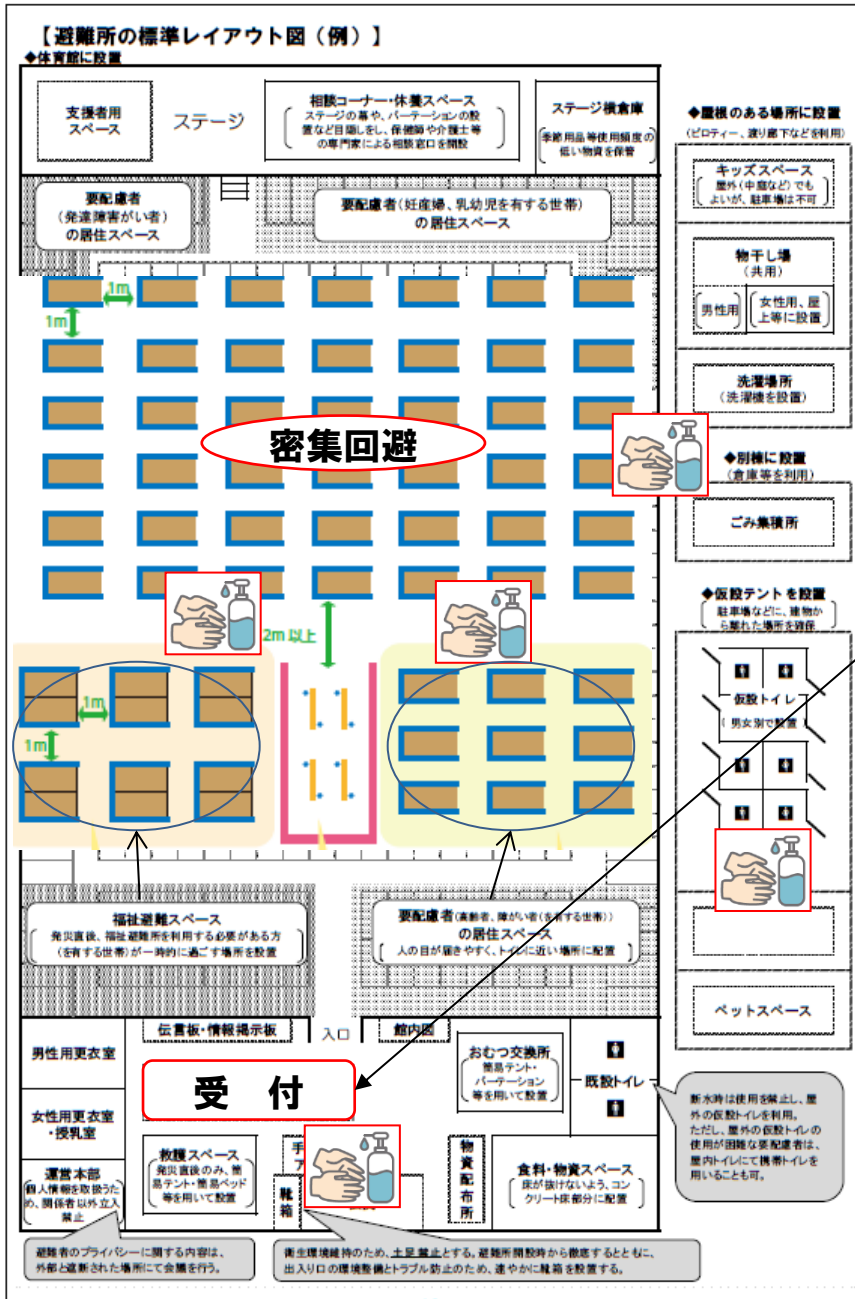
<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

<厚生労働省ウェブサイト>

厚生労働省のウェブサイト「熱中症関連情報」では、熱中症予防に対する厚生労働省の取組や、職場における労働衛生対策などを掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html

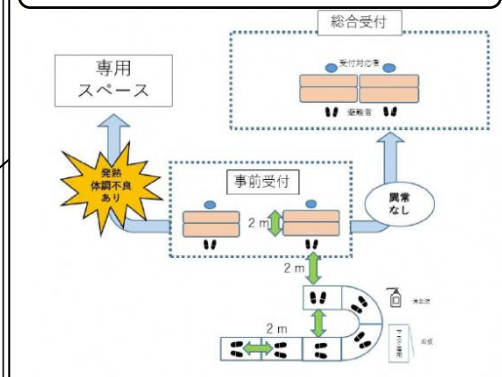
3密回避に配慮した避難所のレイアウト例



体調不良者専用スペースの例 (簡易間仕切り・段ボールベッド)



受付のレイアウト例



健康チェックリスト

入居時のゾーニングに関するチェック項目

1	<input type="checkbox"/>	感染が確認されている自宅隔離中でしたか？
2	<input type="checkbox"/>	感染が確認されている人の濃厚接触者で健康観察中でしたか？
3	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症患者との接触はありましたか？
4	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症の流行地域に行ったことがありましたか？
5	<input type="checkbox"/>	高熱 (37.5度以上) の熱が現在ありますか？
6	<input type="checkbox"/>	高熱 (37.5度以上) の熱が数日以内になりましたか？
7	<input type="checkbox"/>	強いだるさがありますか？
8	<input type="checkbox"/>	悪寒し、咳や痰、のどの痛みはありますか？
9	<input type="checkbox"/>	においや味を感じていますか？
10	<input type="checkbox"/>	その他、感染したかも知れないと心配になる症状はありますか？

持病や服薬に関する項目

11	<input type="checkbox"/>	介護や介助が必要ですか？
12	<input type="checkbox"/>	障がいがありますか？
13	<input type="checkbox"/>	乳幼児はいますか？ (妊娠中も含む)
14	<input type="checkbox"/>	呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病はありますか？
15	<input type="checkbox"/>	この他に、心身の面も含めて気になる体調の変化はありますか？

公民館など小規模避難所も考え方は同じです

- 使用可能な努めて多くの部屋を使いましょう。
- 避難者相互の間隔を1m以上確保しましょう。
- 体調不良者の専用の部屋を準備しましょう。
- 共用場所、特にドアノブ、スイッチ、テーブル、イス、蛇口、洗面台、便器のフタ、便座、レバー、スイッチ類、ペーパーホルダー、手すりなど、人の手がよく触れる箇所をこまめに消毒しましょう。



健康状態チェックカード（例） 記入日： 年 月 日

記入し受付に渡してください。

氏名 _____

◆体調について

・今の体温	(, °C)
・1～2週間以内に37.5°C以上の熱がありましたか	はい・いいえ
・全身倦怠感がありますか (強いだるさがありますか)	はい・いいえ
・息苦しさ、咳やたん、のどの痛みはありますか	はい・いいえ
・味や匂いを感じにくい状態ですか	はい・いいえ
・嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
・下痢が続いていますか	はい・いいえ

◆持病や要配慮者に関する事項について

・介護や介助が必要ですか	はい・いいえ
・障がいがありますか	はい・いいえ
・乳幼児がいますか？（妊娠中も含む）	はい・いいえ
・呼吸器疾患、糖尿病、その他持病はありますか	はい・いいえ
・他に心の面も含めて気になる体調の変化はありますか	はい・いいえ

◆行動歴等について

・1～2週間以内に、海外又は県外へ行ったことがあるか	はい・いいえ
・1～2週間以内に、県外の友人等と接触の機会がありましたか	はい・いいえ
・感染が確認されている人の濃厚接触者として健康観察中でしたか	はい・いいえ

2 市町村による事前対策

(1)住民への周知

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することであり、平時から準備・検討するよう住民に周知する。

<具体的な周知内容>

- ・それぞれの地域の避難場所、避難経路の確認と、早期の避難を徹底
- ・ハザードマップ等により自宅の災害リスクの確認と取るべき行動の確認
- ・避難所以外（自宅での垂直避難、親戚や友人の家）への避難を検討
- ・マスク、消毒液（石けん等）、体温計を事前に準備
（事前の準備：P11「非常時の持ち出し品・備蓄品チェックリスト」を参照）
- ・避難所での感染予防策の確認

<濃厚接触者について>

- ・保健所は濃厚接触者本人に対し、自ら濃厚接触者である旨を事前に市町村防災担当課へ申し出、避難方法について事前に相談・指示を受けるよう周知する。また、市町村は住民に対し、濃厚接触者となった場合は避難方法について事前に相談・指示を受けるよう平時から周知する。

※そのため、市町村においては事前に避難方法（専用の施設や避難方法）についてあらかじめ検討し定めておくこと。感染予防を踏まえた避難時の注意点で不明な点については、保健所から助言を受けること。また、濃厚接触者の情報の取扱いについては厳に注意すること。

(2)指定避難所以外の避難所の選定・確保

避難者が1つの避難所へ密集するのを防ぐため、想定される災害や指定避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の施設を開設するなど、多くの避難所を確保する。

<例>

- ・ホテルや旅館等の宿泊施設の活用を検討する。
- ・民間事業所と避難所としての利用に係る協定について検討する。
- ・近隣市町村の指定避難所の活用を検討し、あらかじめ協定等を結ぶなど広域避難を検討する。
- ・車中泊やテント泊に備えた、グラウンド等の場所を検討する。
※災害によってはテント泊が適さない場合があることに注意する。

※活用施設の安全確認や、施設管理者、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項について協議しておくとともに、職員等の具体的な役割分担や適切な情報発信、必要な物資、資材の供給等が行える体制を確認する。

(3)十分な避難スペースの確保

避難者の密接を避けるため、避難所ごとに避難者の十分なスペースを確保できるように、施設の活用方法やレイアウトを検討する。

○占有場所の1 m以上（できれば2 m）間隔を確保するレイアウトを作成する。

○避難所管理のためや体調不良者が出た時のため、区画ごとナンバリングを行うことが望ましい。(苗字等を記載することにより整理する方法もあるが、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨。)

○学校を避難所としている場合は、体育館のほか教室等の活用を検討する。

・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、密集にならないようにレイアウトを事前に検討し運用する。

○可能な場合に限り、学校等の校庭やグラウンドへのテントの設置を検討する。

※学校の教育活動に十分配慮すること。

○発熱や体調不良のある方の個別の「専用スペース」を設置する。専用スペースは個室が望ましいが、個室でない場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図る。

○パーティションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、プライバシー確保の意味でも有効であることから、居住スペースにおいても積極的に活用する。

○専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討する。

<体調不良者等のための専用スペースの確保>

○専用スペースを確保し、可能な限り個室にするとともに専用のトイレを確保する。

※体育館が避難所となる学校施設では、空き教室の活用等を検討する。

※専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレ等の確保を検討する。

○個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション、ビニールシート及びテント等を準備する。

○発熱者等の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(4)資機材の備蓄

①資機材の把握と準備

新型コロナウイルス感染予防に必要な物資・資材等を可能な限り準備する。避難所ごとに物資、資材等の必要数をリスト化するとともに、準備状況を把握する。

②備蓄品や資材の例

<基本的な感染予防>

マスク、石けん、手指消毒用アルコール液等、ペーパータオル、ウェットティッシュ、使い捨て手袋 等

<避難所運営スタッフの防護用>

マスク、ガウン、ゴーグル、使い捨て手袋 等

<避難者の健康管理>

体温を測る非接触型の体温計やサーモグラフィ、段ボールベッド 等

<避難所内の感染予防>

パーティションや間仕切り*、空間を仕切るためのビニールシート、簡易テント、仮設トイレ、消毒用溶液（台所用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム等）、虫よけ、下足袋 等

※パーティションや間仕切りは、プライバシー確保の観点から、居住スペースでも活用する。

(5)避難者の健康管理

発熱や体調不良者が避難・発生した場合及び濃厚接触者が避難してきた場合の対応について、防災担当部局は保健福祉部局、地区医師会及び所管保健所と事前に相談し定めておく。

- 避難者の健康状態を効率的に把握するため、「感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を準備する。（様式例：健康状態チェックカード【様式1】）
- 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する。

(6)避難所運営を行う職員等について

- 避難所運営を行う職員等の安全確保や課題の把握、イメージトレーニングを図るため、基本的な感染予防等の知識を習得する説明会や訓練を実施する。
- 避難所運営スタッフの中心的な役割を果たすのは、自主防災組織をはじめとする地域住民の方々である。それでもなお、運営スタッフの不足が懸念される場合は、近隣市町村との連携を事前に進めておくことや県から応援職員の派遣を検討すること。

(7)その他

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）避難生活改善に関する専門委員会から公開されている、「新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック」や「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて（令和2年6月8日付け府政防第1239号）」も参考としてください。

非常時の持ち出し品・備蓄品チェックリスト

災害時の救助や救援物資の到着までに、最低限必要なものは準備しておきましょう。

非常持ち出し袋

(両手が使えるようなリュック型が理想。)

飲料水・食料

- 水(500mlのペットボトル。飲料用だけなら1日1~2リットルを目安に)
- 非常食(缶詰・ビスケット・チョコレートなど)

衛生用品

- マスク
- 消毒液(石けん等)
- 体温計
- 使い捨てのビニール手袋
- ウエットティッシュ、ティッシュ
- ペーパータオル
- 携帯トイレ
- 使い捨てのビニールエプロンまたはごみ袋
- ポリ袋

医薬品

- お薬手帳、常備薬

証明、情報収集機器

- ライト
- ラジオ
- 携帯電話の充電器(乾電池で使えるタイプ)、予備の乾電池

貴重品

- 現金(小銭があると自販機などで使える)
- 健康保険証・運転免許証、通帳などのコピー
- 印鑑

※ その他、ご自身の環境に合わせて、必要なものを準備してください。